

ラリー保険のしくみについて

以下は、弊店の情報収集によるものです。（2020.10 現在）

ラリー保険とは

JAF 国内競技規則 ラリー競技開催規定第 6 条に以下の文言があります。

ラリー競技会のオーガナイザー（主催者）は、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1. オーガナイザーは参加者に対し、対人賠償保険（または共済等）および搭乗者保険（または共済等）の加入を義務づけること。

（2.3.省略）

この規則に基づいて、主催者は参加者に、そのラリーに有効な保険の加入を義務づけて、確認しなければなりません。（残念なことに、第一種アベレージラリーを含み、JAF 公認のラリーは全て該当です。）

ここで言う自動車保険は、強制保険（自賠責保険）を指すのではなく、一般的な任意保険（民間の自動車保険や共済など）を指すのですが、それらのほぼ全てが、競技や曲技中の補償を不担保＝無効としています。

この為、参加者は、次のような選択肢から保険について対応、加入する事になります。

1 自身の加入している任意保険について、競技中の補償を有効とする特約を追加附帯。

この方法は、加入している保険会社によって、特約自体の存在の有無や、特約を保有している保険会社であっても、会社や支店、支所、代理店の方針で、引き受けが無い場合もあります。

また、その特約保険料も、一般的な保険料の 2～4 倍と高額なのが一般的です。

この高額な保険料を、競技の期間（1～3 日分）だけ日割り負担する場合であれば、それほどの負担にはならないのですが、支社、支店、あるいは会社によっては、1 ヶ月分や、短期率（年間保険料の 10%など）、酷い場合は 1 年単位で附帯する事が求められる場合もあります。

いずれにしても、まずは担当代理店または窓口、「〇〇のラリーに出場するので、保険を有効にする特約を付帯したいので、見積もってほしい」と照会するところからになります。

尚、参考情報ですが、東京海上社では、競技曲技補償特約という名称になります。

自動車保険の契約台数が 2 台以上の方は、この特約を日割りで引き受けが可能です。

（但し、同じ東京海上でも、地域や支店によって、引き受けの可否もあるようです。当代理店では、2 台以上契約でのラリー保険加入をおすすめしています。興味のある方はご照会ください。）

※保険料情報 1 ラリーあたり 200 円～7000 円（当代理店での加入実績。車両、免許、年齢や等級、補償内容で異なります。）

2 主催者斡旋の任意保険に加入する。

近頃は取り扱う主催者も少なくなりました。ラリーによっては、主催者が以下のように斡旋している事があります。（昔はこの方式が主流でした。）

この保険は、先程の競技に有効な特約を契約の最初から付帯した状態で、新規の自動車保険に短期（通常 1 ヶ月）加入するものです。既に参加している保険と二重加入する形になりますが前述の通り、既加入の自動車保険は当初からラリーに有効ではないので、ラリーに有効な新規契約という事になります。自動車保険に新規加入する意味は、既に保険にご加入の方であれば保険料がかなり高い事をご承知と思います。これに、競技特約の保険料が加算されて驚くほどの保険料となります。このため、補償を下げ御案内される事が多く、少ない補償を高額で加入する事になります。

メリットは、万一の事故の際、この保険契約のみが影響を受け、既契約の割引等級等に影響を及ぼさない事があります。

※保険料情報 1 ラリーあたり 5000 円～50000 円（他クラブの掲載情報より。車両、免許、年齢、補償内容で異なります。）

3 JMRC のラリー互助会（共済）に加入する。

JMRC とは、JAF に加盟する各地のクラブ団体の組合です。各地区毎に存在し、それぞれに独自の互助会、共済を運営しています。

地域によって、補償や加入対象者、加入方法、加入費用等が異なります。

例えば近畿地区の場合、JMRC 近畿への個人加入が前提条件となります。（年会費 1000 円）

その上で、共済会費（1 イベント 5000 円）を支払います。

補償内容は極めて低いので、加入に際しては必ず内容を確認してください。

中部地区の場合は、中部地区の加盟クラブへの所属が前提となっています。

その後、互助会費（1 イベント 5000 円）を支払います。

同じく補償内容は極めて低い為、こちらも必ず内容の確認が必要です。

メリットは、2 のパターン同様、万一の事故の際、既契約の保険の割引等級に影響を

及ぼさない事があります。最大のデメリットは補償が低廉なため、中規模の事故でも

補償額が不足したり、免責（自己負担）が大きく設定されていて、自己負担を一定額

強いられることや、事故の際の相手方対応、示談交渉、互助会給付金の請求手続きまで

全て自分で行わなければならない事などがあります。

※保険料情報 1 ラリーあたり 各地区平均 5000 円程度（補償内容や加入条件、対象とするイベントが各地区毎で異なるので注意）

このように書きますと、1 が圧倒的に有利なので、先ずはご加入の任意保険会社、代理店さんにご照会ください。そして、以下の条件が揃うようでしたら是非ご相談ください。

- 1 相談したが、引き受けてもらえない。あるいは、保険料があまりにも高額
- 2 ラリーに年間2 - 3戦は出場するつもり
- 3 現在加入の保険について、乗り換えに抵抗が無い
- 4 自動車保険を（世帯で）2台以上契約している、または契約可能。
（2輪車も可。ファミリーバイクで加入している原付等を2台目とする事も出来ます。）

弊社では、その方のラリースタイルに合わせて、ご損が無い様であればお薦めし、そうでない場合は御引き受けを辞退しております。お気軽にご相談ください。

また、この競技曲技特約を付帯して出場し、万一保険金を請求する事態となった場合ですが以下の事を事前にご承知頂いております。

- 1 通常の事故と同じように、3等級の降下による更新時の保険料の増加があります。
- 2 競技中の事故であれば、次回以降の競技曲技特約付帯時に、保険会社から補償の削減など契約条件の変更を要求される場合があります。
- 3 事故の内容によっては、保険会社から、次回特約付帯や、更新が御断りとなる場合もあります。

このような状況から、事故調停後、損害が少額の場合は保険金請求をせず、自己負担された方が有利な場合も多々ある事から、その場合はそのようにご提案致します。

また、そもそも、多くのラリー選手の契約をお引き受けしておりますので、他の方のお引き受けに悪影響を与えないためにも、あまりにも事故の多い方や事故内容に問題のある方は、当代理店においても、契約、継続をお断りする事もございます。

ラリーにダメージはつきものですが、それらを当たり前で保険で対応する、させる時代はもう何年も前に過ぎ去りました。皆様には、くれぐれも事故の無い様、安全に、速く、上手く走って頂きたいです。

スタッフオン合資会社
竜田 健